

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建物名	
-----	--

※適合する場合は「○」、該当しない項目には「－」を記入 ※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

一般基準

施設等	チェック項目	チェック
廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上りであるか ②点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1	
階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く) ②表面は滑りにくい仕上りであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等を敷設しているか(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※2 ⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く) ②表面は滑りにくい仕上りであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※3	
便所(第14条)	①車椅子使用者用便房等の設置数は必要数を満足しているか(「便所 配置確認表」と併せて確認)	
劇場等の 客席 (第15条)	①車椅子使用者用部分を設けているか(座席の数が400以下の場合は2以上、401以上の場合は座席数の0.5%以上) (1)幅が90cm以上であるか (2)奥行が135cm以上であるか (3)床は平らであるか	
ホテル又は 旅館の客室 (第16条)	①客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を設けているか ②車椅子使用者用便房を設けているか。(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様) (4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様) ③車椅子使用者浴室又はシャワー室を設けているか(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能) (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
敷地内の 通路 (第17条)	①表面は滑りにくい仕上りであるか ②段がある部分 (1)手すりを設けているか (2)識別しやすいものか (3)つまずきにくいものか ③傾斜路 (1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く) (2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第18条)	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか(全駐車台数が200以下の場合は2%以上、201以上の場合は1%+2以上) (1)幅は350cm以上であるか (2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか ②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第21条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか ※4 ②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等により視覚障害者に示す設備を設けているか ③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・自動車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
・自動車庫に設ける場合
・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・自動車庫に設ける場合
・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※4 配置を容易に視認できる場合は除く

移動等円滑化経路(利用居室・車椅子使用者用部分、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	チェック
(第19条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
昇降機 (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)かごの幅は140cm以上であるか (3)かごは車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字等により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
特殊な構造 又は 使用形態の 昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)かごの幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか (3)かごの床面積は十分であるか(車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
・自動車庫に設ける場合

視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	チェック
案内設備 までの経路 (第22条)	①道等から案内設備または案内所までの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路としているか ※1 (1)線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置をしているか(風除室で直進する場合は除く) (2)車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか (3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
・自動車庫に設ける場合
・受付等から建物出入口を容易に視認でき、
道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)
・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

便所 配置確認表

※階数が不足する場合は、行を追加して記入すること。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者 等が利用する部分 の床面積 (㎡)	階の種類※1	不特定多数の者 等が利用する便所 の箇所数(男女)	車椅子使用者用 便所の箇所数(男 女)	オストメイト用設備 を設けた便所の箇 所数(男女)	(男子用小便器が ある場合) 床置き式の小便器 等の箇所数	備考※2 (該当する場合のみ□を記入)	
5階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階					不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階					不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階					不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階					不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階					不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階

※1 階の種類

- ・大規模階：当該階の床面積が10,000㎡を超えるもの(告示第1074号第3)
- ・小規模階：当該階の床面積が1,000㎡未満のもの(告示第1074号第5)

※2 備考

- ・不特定多数の者等が利用する便所：告示第1074号第2
- ・車椅子使用者用便房：告示第1074号第5

便所 配置確認表

赤:記入例

※階数が不足する場合は、行を追加して記入すること。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者 等が利用する部分 の床面積 (㎡)	階の種類※1	不特定多数の者 等が利用する便所 の箇所数(男女)	車椅子使用者用 便所の箇所数(男 女)	オストメイト用設備 を設けた便所の箇 所数(男女)	(男子用小便器が ある場合) 床置き式の小便器 等の箇所数	備考※2 (該当する場合のみ□を記入)	
5階	700	50	☐ 大規模階 ☒ 小規模階 ☐ その他の階	0	0	0	0	不特定多数 の者等が利 用する便所	☒ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4階	700	700	☐ 大規模階 ☒ 小規模階 ☐ その他の階	1	0	0	1	不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3階	700	700	☐ 大規模階 ☒ 小規模階 ☐ その他の階	1	1	0	1	不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2階	2,000	2,000	☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☒ その他の階	1	2	0	1	不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1階	50,000	50,000	☒ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	3	2	1	3	不特定多数 の者等が利 用する便所	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ☐ その他管理運営上やむを得ない階
								車椅子使用 者用便房	☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☒ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 2階、別の階に設けた数: 1) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階

※1 階の種類

- ・大規模階: 当該階の床面積が10,000㎡を超えるもの(告示第1074号第3)
- ・小規模階: 当該階の床面積が1,000㎡未満のもの(告示第1074号第5)

※2 備考

- ・不特定多数の者等が利用する便所: 告示第1074号第2
- ・車椅子使用者用便房: 告示第1074号第5